

# 1 こころ石内北自治会 規約

# 『こころ石内北自治会』規約

## 第 1 章 総 則

### 第1条 （名称）

この会は、「こころ石内北自治会」(以下「本自治会」という。)と称する。

### 第2条 （目的）

本自治会は、健康で文化的かつ安全で快適な居住環境の育成保護を推進するとともに、会員相互の親睦を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 第3条 （事務所）

本自治会の事務所は、会長宅とする。

### 第4条 （組織）

本自治会は、『こころ石内北』に居住する住民で組織し、組織図は【図1】とする。

### 第5条 （規約の遵守義務）

会員は、この規約を遵守し、協調と連帯を旨として、本自治会の円滑な運営に努めなければならない。

## 第 2 章 会 員

### 第6条 （会員の資格）

会員の資格は、『こころ石内北』の居住者となったときに取得し、居住者でなくなったときに喪失する。

### 第7条 （会員の義務）

新たに会員の資格を取得し又は喪失した者は、直ちにその旨を書面により班長を経由して、本自治会会長に届け出ねばならない。

## 第 3 章 業 務

### 第8条 （業務）

本自治会は、第2条の規定に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- 1 会員相互の親睦に関する業務
- 2 風紀、秩序及び安全の維持に関する業務
- 3 防災に関する業務(こころ石内北自治会自主防災会の業務)
- 4 広報及び連絡に関する業務

- 5 子供の育成に関する業務
- 6 文化に関する業務
- 7 体育に関する業務
- 8 社会福祉に関する業務
- 9 防犯に関する業務
- 10 本自治会への入会、退会等の事務に関する業務
- 11 その他、本自治会の目的遂行の為に必要な業務

## 第4章 役員等

### 第9条（役員）

本自治会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名
街区長	若干名
会計	3名
監査	若干名
文化部長	2名
体育部長	2名
環境部長	2名
総務部長	4名
社会福祉部長	2名
防犯部長	2名
広報部長	2名
班長	班毎に1名

※『こころ石内北』自治会役員・班長選出基準細則の選出基準に従い、上記人数は変動するものとする。

### 第10条（選出）

役員を選出方法は、次のとおりとする。

役員を選出は、役員・班長選出基準細則により選出された役員・班長候補者の中から選出し総会において承認を得る。

### 第11条（職務）

各役員の職務は、次のとおりとする。なお、詳細については役員会で相互調整し、職務分担を定める。

- 1 会長は、本自治会を代表し、総会の決議に基づいて業務を統括、遂行する。
- 2 副会長は、会長の指示した職務を代行し、会長に支障があるときはその職務を代行する。また、役員会の進行を行う。
- 3 会計は、会費等の収納、保管、支出等の会計業務を行う。
- 4 監査は、会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 5 総務部は、役員会、総会の運営に関する業務及び会の内外での連絡を行う。

- 6 環境部は、衛生・秩序・風紀に関する業務を行う。
- 7 文化部は、文化行事等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- 8 体育部は、体育行事等の会員相互の親睦に関する業務を行う。
- 9 社会福祉部は、会員の健康増進・子供育成・高齢者の支援等社会福祉に関する業務を行う。
- 10 防犯部は、防犯・風紀に関する業務を行う。
- 11 広報部は、会の内外での広報等を行う。
- 12 街区長は、円滑な自治会運営のため、街区の統括・管理および連絡・調整業務を行う。また、会の議事・行事の内容について記録し、班長に報告する。
- 13 班長は、班内の統括・管理及び連絡・調整業務を行う。
- 14 防災・救命・救助等に関する業務は、こころ石内北自治会自主防災会として行い、会長、副会長、総務部を中心に、役員全員で実施する。

#### 第12条（任期）

役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 役員の任期は、選任された年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。なお、令和3年度から、会長、副会長及び総務統括部長の任期は選任された年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員が職務の履行に不誠実で、自治会運営に支障が生じる場合は、当該役員を解任することができる。なお、役員に欠員が生じたときは、役員会において選任補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 任期満了または辞任によって退任する役員は、後任者へ業務の引継ぎを行い、後任者の就任まではその職務を遂行するものとする。また、後任者の任期中に前任者は顧問として後任者のサポートを行うものとする。
- 4 役員が本自治会員の資格を失った場合、当該役員はその地位を失う。

#### 第13条（顧問）

自治会業務の円滑・効果的な実施のため、本自治会に次の顧問をおくものとする。

- 1 会長顧問及び副会長顧問は、重要な会務について会長の諮問に答え、業務全般が円滑に行えるよう後任者をサポートする。なお、原則として役員任期終了後に前任者が各顧問となるものとする。
- 2 部顧問および街区長顧問は、各部・各街区において後任者に必ず付き、各部・各街区の業務全般について後任者をサポートするものとする。なお、原則として役員任期終了後に前任者が各顧問となるものとする。
- 3 特別顧問は、役員の推薦により会長が委嘱し、重要な会務について会長の諮問に答える。なお、特別顧問は会長および副会長経験者等を基本とする。
- 4 役員を再任した際は、役員の推薦により会長が委嘱し、各顧問をおくことができる。
- 5 各顧問については役員ではないので、役員会の出席は任意とする。
- 6 任期は1年間とする。

#### 第14条（特別委員会）

本自治会に特別委員会を設置することができる。

- 1 特別委員会は自治会員からの要望に応えるため、その課題解決のみにあたる専門委員会で、役員会で4分の3以上の承認を得れば設置できる。

- 2 任期は課題の内容により、役員会で設置の際に取り決める。
- 3 特別委員会の構成員資格は自治会員とする。
- 4 役員会は特別委員会の活動について適時報告を受け、適切な活動が行われているかを審査し、不適切と判断した場合は、活動停止及び解散させることができる。

## 第 5 章 会 議

### 第15条（会議）

- 1 本自治会の会議は、総会（通常・臨時）、役員会、三役会及び部会とする。
- 2 会議は、各会の長が招集する。

### 第16条（会議の構成）

会議の構成は、次のとおりとする。

- 1 総会は、この代表者をもって構成する。
- 2 役員会は、監査及び班長を除く役員をもって構成する。ただし、役員会の事前承認により、構成員を変更することができる。
- 3 三役会は、会長、副会長、総務統括部長をもって構成し、必要に応じて他の役員を招集することができる。
- 4 部会は、部長及び部員をもって構成する。

## 第 6 章 総 会

### 第17条（決議事項）

次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- 1 収支予算及び事業計画の決定
- 2 収支決算及び事業報告の承認
- 3 会費等の額及び徴収方法
- 4 規約の制定、改正及び廃止
- 5 役員を選任及び解任
- 6 その他本自治会の業務に関する重要事項

### 第18条（開催）

- 1 通常総会は、毎年1回、新会計年度開始前後1ヶ月以内に開催しなければならない。
- 2 臨時総会は、役員会が必要と認めるとき、又は戸の代表者総数の5分の1以上の同意を得たとき、もしくは監査から会議の目的を示して請求があったとき開催する。

### 第19条（議長等）

総会の議長、書記及び議事録署名人は、その総会において、出席者の中から選任する。

#### 第20条（定足数）

総会は、戸の代表者の過半数以上の出席がなければ開催できない。

#### 第21条（議決）

- 1 総会の議決は、出席者の過半数で決する。
- 2 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項の規定に関わらず出席者の4分の3以上で決する。
  - (1) 規約の制定、改正及び廃止
  - (2) その他総会において、本項に定める方法により決議することとした事項

#### 第22条（委任）

やむを得ない事由によって出席できない会員は、書面または他の会員を代理人として議決権を行使することができる。

#### 第23条（総会の議事録）

- 1 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び開催場所
  - (2) 総会員数及び出席会員数（委任状を含む）
  - (3) 議長及び書記
  - (4) 開催目的、審議の経過の概要及びその結果
- 2 書記は議事録を作成し、議事録署名人は議事録に署名押印する。

## 第7章 役員会及び三役会

#### 第24条（決議事項）

役員会は、次の事項を決議する。

- 1 総会から付託された事項
- 2 総会へ提案する事項
- 3 その他総会の議決を要しない事項

#### 第25条（開催）

役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員がその4分の1以上の同意を得て役員会の招集を会長に請求した場合に開催する。

#### 第26条（議長）

役員会の議長は、会長が役員の中から指名する。

#### 第27条（定足数）

役員会は、役員のうち、会長、副会長、会計、総務部長、街区長及び各部部長1名を定数とし、過半数の出席がなければ開催できない。ただし、役員が出席できない場合は、所属部員が代理出席することができる。

#### 第28条（議決）

役員会の議決は、出席役員の3分の2以上で決する。

#### 第29条（役員活動費）

以下の役員には、活動費として役員別に、1人に付き1年間当たり次の金額を支給する。  
その他の活動費の支給等に関することは、内規により規定する。

会長 10,000 円

副会長 5,000 円

街区長、会計及び各部長 3,000 円

班長 2,000 円

自主防災会長 10,000 円

自主防災副会長 5,000 円

学区集会所管理運営委員会委員長 10,000 円

管理責任者（総務部長）、会計、監査等 5,000 円

（上記の役職は、自治会役員と兼務の場合は、支給しないこととする）

#### 第30条（三役会）

三役会は次の事項を審議し、決定する。

- 1 役員会への提案事項
- 2 事業計画の実施及び推進に関する事項
- 3 その他自治会の運営に必要な事項

## 第 8 章 部 会

#### 第31条（決議事項）

部会は次の事項を決議する。

- 4 役員会に付議すべき事項
- 5 部会に付託された事項の執行に関する事項
- 6 会務の執行に関する事項

## 第 9 章 会 計

#### 第32条（会計年度）

本自治会の会計年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

#### 第33条（会費）

- 1 会費は、会員一戸当たり月額 500 円とする。
- 2 会費は、半期に1度まとめて 3,000 円を班長が会員から徴収し、会計にその月の25日までに納入する。
- 3 新しく入居した場合、20日までの入居者についてはその月分から、21日以降の入

居者については翌月分から徴収する。

- 4 転居等の事由により退会する場合、10日までに転居した場合はその月分から、1日以降に転居した場合は翌月から返却する。

#### 第34条（収支予算の作成及び変更）

- 1 会長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 収支予算を変更しようとするときは、会長はその案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

#### 第35条（会計報告）

役員会は、収支決算書を作成したうえ会計監査を経たのち、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

#### 第36条（預金口座の開設）

- 1 本自治会は、会計業務を遂行するため、本自治会名義の預金口座を開設するものとする。
- 2 預金口座の住所は、会計宅とする。

#### 第37条（出納簿）

会計は、出納簿を作成して保管し、会員の請求があるときは、いつでも閲覧させなければならない。

#### 第38条（監査役）

前会計は、監査役として翌年度の会計監査を行うものとする。

## 第10章 資 金

#### 第39条（資金）

本自治会の資金は、次に掲げるものをもって構成する。

- 1 会費
- 2 助成金
- 3 寄付金
- 4 協賛金
- 5 その他

## 第11章 弔 事

#### 第40条（手続）

会員の弔事が生じたときは、その班の班長は街区長に連絡し、街区長は会長に速やかに

連絡する。また、その班の班長は、喪主あるいは家族の指示を仰ぎ、承諾があれば、広報誌等により会員に周知する。

#### 第41条（香典）

本自治会の会員が死亡したときは、次の香典を供えるものとする。

- 1 会員一人当たり 3,000円
- 2 班単位の香典は行わないこととする。
- 3 香典の返しは行わないこととする。

## 第12章 旅 費

#### 第42条（旅費）

役員が会務のために旅費が必要なときは、実費を支給する。ただし、自家用車を利用した場合の旅費は、1台につき一律1回300円とする。

#### 附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

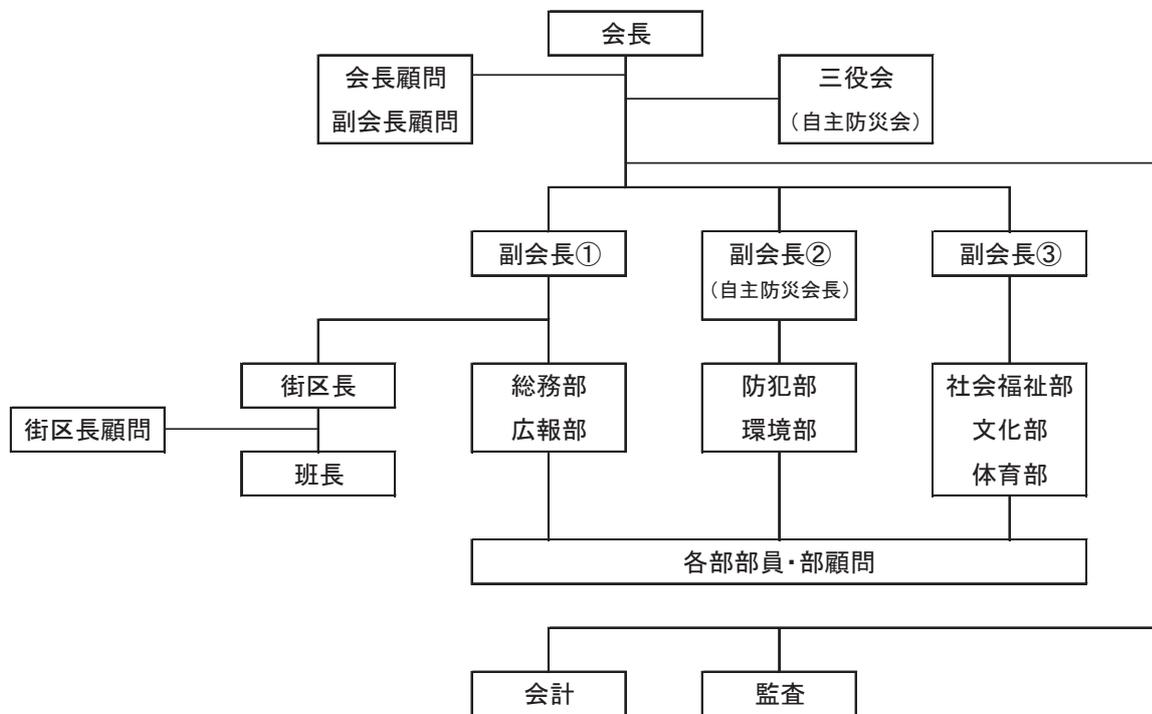
なお、役員選出に関しては、仮規約として

平成29年12月1日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から一部改正施行する。

令和2年4月1日から一部改正施行する。

令和3年4月1日から一部改正施行する。



【図 1】 ころ石内北自治会組織図